

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1074 号（諮問第 1738 号）

件名：特定の市へ発出した文書及び入手した文書等の不開示（存否応答拒否）
決定に関する件

1 開示請求

平成 30 年 11 月 2 日及び同年 12 月 6 日

2 原処分

平成 30 年 11 月 16 日及び同年 12 月 20 日（不開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 2 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 10 条（当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

平成 30 年 11 月 20 日及び同年 12 月 27 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 4 月 25 日

5 答申

令和 5 年 9 月 28 日

6 審査会の結論

知事が、本件請求対象文書について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 も同様とする。）の請求対象文書は、要介護認定処分に対

する不服申立てに関して、平成 27 年度から平成 30 年度までの期間に高齢福祉課が特定の市へ発出又は特定の市から入手した文書であり、請求 2 の請求対象文書は、弁明書の提出を高齢福祉課が特定の市の市長へ依頼した文書並びに認定調査票、介護認定審査会における会議資料及び主治医意見書について特定の市が高齢福祉課へ提出した文書であると解される。

実施機関は、本件請求対象文書を条例第 10 条に該当するとして存否応答拒否による不開示としている。

(3) 条例第 10 条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方に基づき、実施機関が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について、以下検討する。

イ 実施機関は、本件請求対象文書の存否自体の情報が、個人情報を開示することとなるため、条例第 7 条第 2 号により保護すべき情報に当たるとして、条例第 10 条に該当すると決定している。よって、当該情報の条例第 7 条第 2 号該当性について、以下判断する。

(ア) 条例第 7 条第 2 号は、基本的な人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が、記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示

と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、本件請求対象文書の存否自体の情報の条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

- (イ) 当審査会において、本件開示請求書を確認したところ、請求1及び請求2はいずれも、特定の市の要介護認定処分に対して不服申立てが提起されたことを前提として、当該不服申立て案件に関して、高齢福祉課が特定の市へ発出又は特定の市から入手した文書について開示を求めらるるものであることが認められる。

そして、特定の市を指定した本件開示請求に対し文書の存否を答えることは、要介護認定処分に対して不服申立てを行った個人の住所地が特定の市であるという事実の有無を明らかにするものと認められる。

また、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件開示請求の対象となった各年度において愛知県全体で提起された要介護認定処分に係る不服申立て件数は、おおむね10件から20件程度とのものである。

以上を踏まえて、当審査会において検討したところ、本件請求対象文書の存否自体の情報は、それ自体では特定の個人を識別することができるとは言い難いが、愛知県全体の要介護認定処分に係る不服申立て件数が各年度おおむね10件から20件程度であることを考え合わせると、各市の要介護認定処分に対して不服申立てを行った個人がごく少数である場合は、要介護認定処分に対して不服申立てを行った特定の個人を識別することが可能となるものである。

よって、当該情報は条例第7条第2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

そして、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、当該情報は条例第7条第2号に規定する不開示情報であると認められる。

- ウ よって、本件請求対象文書の存否自体の情報を明らかにすることは、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	3 不開示決定	4 審査請求年月日
請求 1	高齢福祉課に対する開示請求 A 市、B 市、C 市、D 市へ発出した文書及び入手した文書（H27 年度～H30 年度）（介護認定に係る不服申立に関係する分のみ）	平成 30 年 11 月 16 日 付け 30 高 福 第 859-4 号	平成 30 年 11 月 20 日
請求 2	高齢福祉課に対する開示請求 ・ 弁明書等の提出について（依頼）（A 市長へ発出したもの） ・ 認定調査表（A 市が提出したもの） ・ 介護認定審査会資料（A 市が提出したもの） ・ 主治医意見書（A 市が提出したもの）	平成 30 年 12 月 20 日 付け 30 高 福 第 947-2 号	平成 30 年 12 月 27 日